

会議記録用紙

会議名	平成 23 年度第 4 回西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会		
日時	平成 23 年 11 月 9 日 (水) 17 時～19 時 30 分	場所	西宮市役所東館 7 階 701 会議室
出席者	委員：中川会長、黒木副会長、梶委員、川東委員、茶谷委員、正阿弥委員		
	事務局：田原総合企画局長、太田企画総括室長、田中参画・協働推進グループ長、		
	安座間参画・協働推進グループ係長、岡田参画・協働推進グループ主事		
内 容			
<p>《式次第》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 局長挨拶 3. 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> 議題① 会長・副会長の選任 議題② 傍聴に関する取扱いについて 議題③ 「西宮市参画と協働の推進に関する条例」の見直しについて 議題④ 評価委員会による「参画と協働の取組」の検証について 4. その他 5. 閉会 <p>(事務局)</p> <p>ただいまから、平成 23 年度第 4 回評価委員会を開催いたします。正阿弥委員は、少し遅れているようですが、このまま続けさせていただきます。</p> <p>本日はご多忙にもかかわらず、ご参集いただきましてありがとうございます。それでは、お配りした次第に沿って進めさせていただきます。まず、田原総合企画局長よりあいさつがございます。</p> <p>(田原総合企画局長)</p> <p>皆さん、こんばんは。夜のこのような時間にお集まりいただきましてありがとうございます。今日は、新しい委員の方をお迎えして初めての委員会ということで開催しております。</p> <p>条例施行後、すでに 3 年目を迎えておりますが、今日のテーマとしては、条例の見直しについて審議していただくことがまず一点です。それから、評価委員会による検証のあり方についてということですが、継続して委員をしていただいている委員の方には、時間をかけて非常に細かく事業を検証していただき、大変ご苦労をおかけしていますので、もう少し俯瞰的に市の参画と協働の取組みを見ていただく必要があると感じております。細かなところに着目するこ</p>			

とも大事ですが、もっと大きな目で見えていただいて、今後評価の視点にそういった点も加えつつお願いできればと思います。

参画と協働の一つの役割として、NPOといった新たな活動主体、山形委員もそちらで活動しておられますが、従来からの地域団体、自治会、あるいは社会福祉協議会や民生委員、スポーツクラブ21、青少年愛護協議会等の地域団体の方々とタウンミーティングをいたしました。いまお手元に平成22年度の実施状況をお配りしていますが、結果報告書として中川先生にも文章をお書きいただきました。その結果報告書を全自治会と今年開催しましたタウンミーティングでもお配りし、地域団体の活動のいろいろな悩みなど課題について議論いただきました。厳しい意見もたくさんいただきました。役所は縦割りで、いろんな仕事を自治会や社会福祉協議会などに持ってくるが、もう地域は手いっぱい、消化しきれないぐらい仕事がある。それにもかかわらず、若い世代や現役世代が引き継いでいく体制にないことや、マンションなど新しい住民の方がなかなか自治会に加入されないといった問題も提起されています。参画と協働というのは新しい分野ですが、やはり昔からある地域コミュニティ団体との協働、参画というのが一番大切でなはいかと感じております。このあたりのよい解決方法はまだまだ見出し得てはいませんが、先生方のご意見をおうかがいできればと思います。長くなって申し訳ありませんが、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。今日はよろしく願いいたします。

(事務局)

次に、評価委員のご紹介をいたします。今回は新しい委員もいらっしゃいますので簡単に一人ずつ自己紹介をお願いします。まず、中川先生よりお願いいたします。

(中川委員)

中川です。帝塚山大学法学部で地方自治や都市政策を教えています。よろしく願いします。6時開会の予定を7時にさせていただいたのは私のわがままです。実は6時まで会議をしていました。高速道路を走って、地下の駐車場に車を入れて、ほっとしているところです。よろしく願いします。

(梶委員)

西宮市社会福祉協議会の副理事長をしております梶と申します。よろしく願いします。

(川東委員)

西宮コミュニティ協会の理事をしております川東と申します。住まいは甲東地域です。よろしく願いします。

(正阿彌委員)

龍谷大学政策学部大学院生の正阿彌と申します。どうぞよろしく願いします。

(山形委員)

NPOの集まりで市との協議会がありますが、その協議会の今年度の代表をしております山形と申します。よろしくお願いいたします。

(茶谷委員)

茶谷と申します。先ほど、どなたか平均年齢が上がったの、下がったのと言いましたが、いささか私の歳が皆さんの足を引っ張ったかなと、平均年齢を上げたかなという気がします。正阿彌さんが若いので引き下げていただいているので、少し気が楽になりました。よろしくお願いいたします。

(黒木委員)

黒木です。PTAのときからいろいろしておりまして、いま家庭教育振興市民会議の委員をしております。

(事務局)

ありがとうございました。なお、任期は2年間となりますので、平成25年8月22日までよろしくお願いいたします。事務局のメンバーも紹介させていただきます。先ほど、ごあいさつ申し上げました、田原総合企画局長です。

(田原総合企画局長)

田原でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

太田企画総括室長です。

(太田企画総括室長)

太田でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

参画・協働推進グループの安座間係長です。

(安座間参画・協働推進グループ係長)

安座間と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局)

同じく、参画・協働推進グループの岡田です。

(岡田参画・協働推進グループ主事)

岡田と申します。よろしくお願ひいたします。

(田中参画・協働推進グループ長)

私は参画協働推進グループ長の田中と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議題に移ります。まず一つ目の会長および副会長の選任です。条例施行規則第8条第4項の規定により、委員の互選によるものとされております。いかがでしょうか。

(川東委員)

留任でよろしいのではないのでしょうか。

(事務局)

留任ということですね。分かりました。それでは、中川会長、黒木副会長の留任とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。このあとの議事については、条例施行規則第10条の規定により、中川会長に進行をお願ひいたします。

(会長)

それでは、よろしくお願ひいたします。茶谷さん、山形さん、お初にお目にかかりますが、よろしくお願ひします。それでは、議事に入ります。議題2の傍聴に関する取扱いについてお聞きしますが、本日、傍聴希望者はおられますか。

(事務局)

傍聴希望者はおられません。

(会長)

傍聴希望者はおられないということですので割愛いたします。では、議題3に入ります。「西宮市参画と協働の推進に関する条例の見直し」について、事務局から趣旨の説明がございます。

(事務局)

条例の見直しについて説明いたします。西宮市参画と協働の推進に関する条例は、平成20年7月28日に制定され、翌年4月1日に全面施行されました。条例の付則第3項に、「この条例は社会情勢の変化等を勘案し、交付の日から5年以内をめぐりに見直しを行う」との規定があり、その見直し期限が平成25年7月28日となるため、現在、当課におきまして見直し作業を行っています。

まず、条例見直しの流れをご説明いたします。6月に市内の全課を対象としたアンケート調査を実施いたしました。その結果を基に、市の機関側の検証を実施してまいります。また、今月22日より開催している西宮タウンミーティングならびに地域意見交換会により、市民の皆さまから広くご意見をいただく予定です。このほかには、市民交流センターの登録団体により

組織されているNPO部会からもご意見をいただく予定にしております。市の機関側、市民側の意見を総合的に検証して、今年度中に条例の改正が必要か否かを判断する予定にしております。

次に、市の機関側の見直し方針について説明いたします。すでに実施したアンケート調査の結果を基に、（資料1）のとおり条例見直しの方針を作成いたしました。ご覧のとおり、問題点等につきましては条例の改正までは必要がないものと考えていますが、第6条の意見提出手続、パブリックコメントの実施や、第7条の説明会等の開催、第11条の附属機関等の設置には運用の見直しが必要ではないかと考えています。第15条の協働事業提案手続につきましては、今年度よりテーマ設定型事業の新設や事業助成金上限額の増額および審査会の設置といった運用の見直しを実施しておりますが、評価委員会からもご指摘いただいたとおり、事業効果を高めるため提案していただいた協働事業を継続して実施する必要があると考え、来年度より3年を限度として助成金の申請ができる制度にしたいと考えております。第16条のコミュニティ活動の推進につきましては、西宮タウンミーティングと地域意見交換会でいただく市民の皆さまからのご意見を基に見直しを検討してまいります。第17条の市長が講ずべき措置につきましては、全庁的に取り組まれている協働事業の予定は、市のホームページ上で公表していますが、取り組み状況について取りまとめたものがなく、一部の事業についてそれぞれの部署における事務事業評価結果報告書によってのみ公表されている状況です。今後は当初に提出していただいた予定一覧に基づいて、事業実施状況の欄を設け、翌年度に担当部局より記入していただき、結果をホームページに公表するよう見直していきたいと考えております。第18条の検証にてつきましては、あとの議題とさせていただきます。

説明は以上でございます。

（会長）

ありがとうございます。（資料1）に基づいて第1条から付則までご説明いただきましたが、ご質問、ご意見はありますか。委員会の人数が少ないので、恒例に基づいて全員の方に発言していただきます。まず黒木さんからうかがいます。

（黒木委員）

第6条、パブリックコメントの事務量軽減のために1年に1回推進月間を設け、その日程に合わせて募集可能な案件は取りまとめて実施と書かれていますが、ここの意味がよく分かりません。1年に1回、その期間だけパブリックコメントをするのか、その推進期間に行うパブリックコメントは参画・協働推進グループが実施するのか。二通りの意味に取れますが。

（事務局）

あの方です。その期間を設けて、その期間に集まったパブリックコメントを強化月間として一括して挙げる予定です。ですから、個々に出てきたパブリックコメントも個別に実施する予定です。

(黒木委員)

はい、分かりました。

(会長)

それでは、梶さん、お願いします。

(梶委員)

アンケート調査は市の部局のアンケートということですね。

(事務局)

はい、そうです。

(梶委員)

これを読むと、パブリックコメントにしろ、協働事業提案にしろ、非常に市の部局としては煩わしいので、微妙な表現になっているような気がします。ある程度、簡素にしようというか、なるべく手間がかからないようにしてほしいというのが読み取れるような気がします。一方的にその案件だけを取り上げて見直しをしていいのかどうかということに疑問を感じました。以上です。

(会長)

川東さん、いかがでしょう。

(川東委員)

実は、まだ問題点といわれている部分が、本当に問題点なのかどうかよく分かりません。まだ始まって間がないので、もう少し見ていって、この案件が出てきたときに皆さんにまたおうかがいして勉強していきたいというのがいまの気持ちです。

(会長)

正阿彌さんどうぞ。

(正阿彌委員)

梶さんが言われたのと同じことを私も強く感じました。非常に簡素にしたいのかなど。例えば、パブリックコメントやコミュニティ活動の推進のあたりは問題点、意見がいろいろ出ていると思いますが、パブリックコメントで出ている問題点に回答するのに、強化月間などを設置することが本当に見直しになるのかなという気はしました。例えば、署名活動のようなかたちで利用されるなど、となっていますが、それには裏に理由があって、パブリックコメントで言ってもあまり反映されない部分を感じている人がいるから、こういうことになっているということだと思います。やはり、庁内アンケートは非常に大切だと思いますが、タウンミーティン

グなどの意見も入れたうえで見直し内容をもう少しもんだ方がいいと思います。本当に協働したいのであれば、もっといろんなところで考えなければならぬと思いますし、こういう反応が出ているということが、すごくありがたい市だと思っていいと思いました。

(会長)

ありがとうございます。山形さんどうぞ。

(山形委員)

申しわけありませんが、問題点を挙げるほど意見を持ち合わせておりません。タウンミーティングなどで意見をたくさん取り上げていただくのはいいと思っています。また、タウンミーティングがどのようなかたちで行われているか分かりませんので教えてください。皆さんの意見を集約できるようなかたちで会が行われているのでしょうか。

それから、実際に参加された方の声を聞きましたが、その方はタウンミーティングの趣旨をよく分かっておられず、毎年行くと理解されていました。

協働事業提案の助成金が3年間になるということについても間違って解釈しておられますので、やっぱり初めからちゃんと理解をしていただくことが必要だと感じております。意見が言えなくて申し訳ございません。

(会長)

まず、タウンミーティングとはどういう趣旨でやっているのか、もう一度クリアにしてください。

(事務局)

タウンミーティングは地域で抱えている問題を解決するために、地域で活動されている方々、自治会や社会福祉協議会の役職の方に地域ごとに集まっていただいております。

(山形委員)

全地域ですか。

(事務局)

そうです。市内全地域、本庁管内を4カ所に分けて、それと支所管内5カ所、計9カ所を昨年度から二つに分けて、昨年度は、支所管内5カ所を実施しました。今年度は本庁管内4カ所を実施しました。地域の問題を市とともに解決しようという趣旨で実施しております。

今回、見直し方針のなかには挙げていませんが、本庁管内の北部地域で出た意見を集約したものがああります。主な問題点として、地域で活動している団体の役員の高齢化、後継者問題が深刻化していることや、自治会など地域活動団体への非加入世帯の増加により同じ人がいくつもの役職を兼務していることなどが挙げられています。また、地域の独居高齢者の情報共有は地域で活動するものにとって絶対に必要であるが、プライバシー保護の問題が障害となってい

ることがあります。南部地域の防災については、東日本大震災のような巨大津波が来た場合の避難場所や避難経路に不安があるという問題点も示されました。

(会長)

助成金3年間延長の話とタウンミーティングは直接関係していないと思いますが、それについてもう一度説明してください。

(事務局)

分かりました。協働事業提案の助成金3年間の申請を可能とするというのは、事業効果を高めるためには、イベントのような単発的、単年度で終了する協働事業よりも、継続して実施される事業の方が高い効果が得られるのではないかとということで、3年間継続して助成できる制度にしたいということです。

(山形委員)

いまは、申請は1年だけなのでしょうか。

(事務局)

はい、そうです。

(山形委員)

2年先、3年先のことは謳っていない、聞いていないわけですか。

(事務局)

協働事業の運営については、本来の条例の趣旨からすると、継続が必要な事業で予算措置が必要な場合は、担当課が予算措置をするべきだと当初は考えておりました。しかしながら、そうしますと財政的に弱い団体などが継続したいと思ってもできないというケースも現れてきたので、そういう事業を定着させるために3年間は申請ができるという制度に改めたいと考えています。

(会長)

よろしいですか。

(山形委員)

はい。ありがとうございます。

(会長)

茶谷さん、どうぞ。

(茶谷委員)

皆さんはある程度の経験をなさっておられますから、私に対して若干の温度差を感じられるかも知れません。私は、温度差がむしろあるのは当たり前だと思っています。いままでの経過、その他、文章にあらわした内容はこういうことなのでしょうが、具体的に何がどうなんだということが私には全然見えていません。そういう意味合いでは、場違いな発言になることも多いかもしれません。

見直しの方針についてということですが、これを読んでいきますと、大変乱暴な言い方ですが、他部局との連携軸はどうなっているんだろうかということが非常に気になりました。ほかの自治体でも同じことが言えますが、特に地方行政の場合には、連携軸が非常にうまくいっていないところの方が多い。これは日本の国全体のことだと私は見えています。そのあたりのことが解決というよりも、エネルギーというか、ダイナミズムに動いていくと出ている問題点もある程度解決されるのではないかという素朴な感想は持っています。それぐらいのところで今日の発言は置いておきたいと思います。

(会長)

いまおっしゃってくださったのは大変大事なことです。ですから、引き続きそういう新鮮な感覚で意見をお出しいただきたいと思います。ありがとうございます。

ひと当たりご意見いただきました。もう一度追加発言、第2ラウンドで発言したい方ございませんか。黒木さんどうですか。

(黒木委員)

3ページ目の第16条のコミュニティ活動の推進について、「アンケート調査より、地域課題解決のため支援していると回答あり。支援の内容は次の通り」とありますが、分かりにくいです。何課なのかも分かりません。また、その返答が、問題点というよりも少し違うかなという感じがします。問題点というよりも、こういう地域活動をしてこんなことに困っていますというような内容になっていると、率直な意見ですが思いました。

(会長)

困っていることでしょう。アンケート調査ですから。

(黒木委員)

問題点というのとはちょっと違うと思います。問題点であれば、こうこうこうだからこういう問題というかたちで、もう少し一歩踏み込んだ書き方をした方がよかったです。現在、こういうことに困っているんだというところで終わっているような感じがします。

(茶谷委員)

いまの黒木さんの話は、おっしゃる通りだと思います。それは制度上の問題、あるいは条例上の問題、システムとしておかしいのか、それとも地域のマンパワーや地域の特性からいって

おかしいのか、行政側というか市側の問題なのか、意見を整理して問題点をもう少し明確にできたらはっきりすると思います。例えば、この地域には時期尚早だったんだよという言葉など、そういう表現で、もう少し整理した文が出てきたら分かりやすかったと思います。私もこれを読んでいて、黒木さんがおっしゃるように、ごちゃごちゃたくさん書いてあるけれども、だからどうだということを感じました。

(黒木委員)

これは愚痴を書いているだけの様な気がします。例えば、まちづくり協議会のなかがうまくいっていないくて、思ったような結果が出てこないというのは分かるんですよ。ただ、それに対して、何かもう少し書きようがなかったかなというのはすごく感じます。

(事務局)

まず、アンケートを実施したのが、市側のみでした。やはり市の職員が思っているままをお伝えしないといけないと思いましたので、すべてそのままを記載させていただきました。条例が制定されて3年が経過して、全面施行になって2年経過しましたが、まだまだ市の職員にも、参画と協働によるまちづくりの理念や条例の趣旨を完全に把握しきれていない部分もあると思います。また、この第16条の問題点に挙げているように、受け手である市民の方々にもまだ条例を知らない人も多くいらっしゃるように感じています。これからもその両面に対して、市の職員および市民の方に対しても、研修や啓発を続けていきながら、条例の新しい参画の手法である政策提案手続や政策公募手続などの新たなものも活用して、この条例の良さをどんどん広めていきたいと考えております。

(正阿彌委員)

アンケート内容をそのまま書かれたということはよく分かりました。タウンミーティングで、例えば、高齢化しているという意見が出ていたとしても、高齢化しています、というだけではこの条例の問題点にならないと思います。このアンケートはどんなかたちで行われて、それをどのようにして何条とかに振り分けたのですか。

(事務局)

条項ごとにどういう運用をされていますかということと、何か運用上で支障がありますか、その支障は何ですかということです。最後に、総合的なことで条例を見直すうえで、何かいいアイデアがありますかということもお聞きしました。

(正阿彌委員)

では、問題点までがアンケートで取った意見で、見直しというところが考え方ということですか。

(事務局)

はい、たたき台として作っております。

(正阿彌委員)

ありがとうございます。

(茶谷委員)

アンケートの原紙そのものを見た方が早いかもしれませんね。

(事務局)

そうですね。

(茶谷委員)

どういう意図で、どういう設計をされたか。そのへんの設計の説明を受けて、結果がこうだったら、そこから導き出す方向はこんなところかなというのが見えてくるかなという気がしました。

(会長)

いったん議論を打ち切って整理いたします。まず、参画と協働の推進に関する条例のどこを見直したらいいかということの前提としてアンケートをとったということですね。この条例は非常に欲張った条例です。パブリックコメント手続の根拠条例でもあるし、政策提案をしてもらうという手続条例でもあるし、政策公募の手続条例でもある。政策提案は市民からする方、公募というのは行政から募集する方という意味です。附属機関に関する基本原則、住民投票も定めている。さらに欲張っているのが、いま一番議論が出たコミュニティ活動の推進についてというところで、ここが突出しています。コミュニティ政策の根拠条例になっています。だから、第16条関係の問題点は、実は条例の問題点ではなく、現在のコミュニティ協会を中心とした地域実態、地域の問題点を出しているだけです。だから、この問題点を受けて、条例をどう直したらいいかといっても答えは出ません。むしろ、第16条に基づくコミュニティ政策を今後どうしていくべきなのかということを議論すべきではないですか。条例を変えたところで変わりません。むしろ、条例の方がレベルが高くて、現実の方が地面に近いわけです。だからその乖離があるわけです。そういう点で、さほど私は条例改正の必要性は認めません。それよりも政策のレベルを具体的に議論した方がいいのではないかと思います。条例の見直しよりも政策のレベルがいま問われているのではないかという気がします。皆さんの議論もそうでしょう。この条例、間違っているなんて思うところありましたか。これ、ちょっと走り過ぎていないかとか。ここに書いてある見直し内容は、ほぼ当たっていると私は思います。

私個人として意見を言いますが、先ほどどなたかがご発言くださった、本来の趣旨と違った署名活動のようなかたちで利用されるというのは、これは利用されることが避けられないと思います。むしろ、そういうかたちで利用される以前に、どれだけタウンミーティングをやったのか、どれだけ現場と話をしたのか、どれだけ審議会で話し込んでいってそれを公開し、市民

にも分かってもらうように議論を尽くしたかというプロセスの厚みの問題だと思います。そのプロセスがわりと形式的にぼんぼんぼんぼんと飛ぶと、最後の砦がパブリックコメントだと。そこで、幼稚園の統廃合は反対だというので使ったわけですね。その議論はもっときっちり
と厚みを増やしていった方が良かったのではないかという反省が、逆にパブリックコメントの現場に出てきているだけのことで、パブリックコメントに問題があるわけでもなんでもない。そう思ったらいいと思います。だから、こちら側の責任ではないと言ったらいいですよ。もっときちっと手続き、手順、時間をかけてきっちりしたらいいじゃないですか。

(事務局)

はい。見直し内容としましては、第7条の案件の策定段階から市民の意見を積極的に聞く姿勢が望まれるというかたちで、こちらの方をもっと活用したいと考えております。

(会長)

第1条から順番に攻めていきます。この第6条については、意見提出手続、つまりパブリックコメントというのは、政策原案が8割から9割できてきたときに、最終段階で市民のご意見をいただいて修正をかけたいと、そういう参画手続です。ところが、パブリックコメントを実施している原局は、これが情報公開であると勘違いしている向きがあるんです。これは情報公開ではありません。参加してもらう制度なんです。真っ二つに分かれるような政策であれば、パブリックコメントをかけてはいけません。もっと議論しないといけない。そんなに時間がないということでスケジュール闘争的にやるというのは、スタートラインから間違っている。だから、パブリックコメント制度に責任をおっかぶせるなどということ。しかも、これは参加する制度ですから、場合によれば、もっともやなところでは変えていかないといけないんですよ。極端なことを言いますよ。じゃあ、パブリックコメントの結果、賛否両論、真っ二つになったので原案差し戻ししますという決断もあるんですよ。もう一度、統廃合について議論し直してくださいと。

(事務局)

現在、統廃合の問題も審議会を設置して、いままさに議論をしている最中です。

(会長)

そういうこともあっていいと思いますよ。アリバイとして使われる制度ではない。参加の制度ですから、国の方針を踏まえた法定計画案作成の際に、国が1月ごろに示す限られたスケジュールのなかで、パブリックコメントの手続にかかる時間、計画案策定の時間を圧迫されるというのは論外の話です。そうでしょう。パブリックコメントをかけてから最終原案をつくったらいいいわけですから。だから、大綱みたいな骨子が国から出されたら、市としても骨子が余計出しやすいじゃないですか。ゼロからつくる計画ではないんですから。こういうことを言っている人の神経が分からないと思うんですが。

例えば、障害者福祉基本計画というのは、国の法律に基づいてつくる計画ですよ。でも、

基本的な骨子は全部できているわけだから、それに基づいて議論すれば、大概スケジュールとしては省略されるはずなんですよ。そこのところは分かっていない。それから、パブリックコメントについては、事務量軽減のために募集可能な案件は参画・協働推進グループがまとめるというのは、時期を選べば可能かなと思います。年度末に近い12月か1月の段階には、ほとんどの計画がだいたい出てきますね。

(事務局)

そうですね。

(会長)

その段階で固めてやりますというのはいいと思います。パブリックコメント月間があってもいいと思います。

(事務局)

はい。そうすることで、市民の方の関心も上がると考えております。

(会長)

もう一つ、この第16条関係ですが、ここに書いてあることは全部条例の問題点と同じですね。西宮市のコミュニティ政策の現状とまだ成熟していない、あるいはコンセンサスが完全に得られきれていない地域実態がここに表面化しているだけです。これは、参画と協働の条例の責任で受け止める話ではありません。

例えば、まちづくりで起きるさまざまな問題点を自ら解決しようとせず、市へ要望し、断ると直接市長へ要望してしまうと書いてありますが、これほどこのまちでもあることです。何も西宮だけではありません。こんなことは神戸でもどこでもやっています。むかつくことは分かりますが、私の個人的な意見はそんなところです。

先ほど茶谷さんがおっしゃった参画と協働というのが、特に政策提案あるいは政策公募ということで、いま言ったパブリックコメントと情報公開制度との勘違い、これは徹底的にすべての局に啓発していかないと浸透しないですね。それと、大きな誤解があるのは、総務など総合計画以外の企画担当部局は、パブリックコメントをするべき事業は持っていないと思込んでいます。例外はないと宣言した方がいいです。例外はすべてない。例えば、「国家公務員法」が改正されて、そろそろ「地方公務員法」も改正の運びになりますが、そうなると同じ改正になりますね。そうすると、人材育成基本方針および科学的人事評価法の導入が法律事項になります。西宮市は、すでに国の指導で人材育成基本方針をつくっていると思いますが、その人材育成基本方針をパブリックコメントにかけましたか。

(田原総合企画局長)

今度の方はまだです。以前には方針はつくっていますが。その当時は、かけているかどうか分かりません。

(会長)

基本方針のなかに、科学的人事評価法をどうするかということも書かないといけないんですよ。だから、従来の勤務評定にあるような人材育成基本方針ではないですね。国もつくり直していますから。そういう基本方針は人事に関することですから。

(田原総合企画局長)

パブリックコメント自体はわりと広く対象をとらえるようにはなっていると、われわれは認識しています。

(会長)

管理運営事項ですから、外からごちゃごちゃ言わないでくださいと言いがちですが、人事施策に関しても、これはパブリックコメントの対象です。私はよく例に挙げますが、消防だってそうですよ。救急車の使い方なんて、もっと市民に提案を凶ってもいいんじゃないでしょうか。タクシー代わりに使わないようにする。ある自治体では、このパブリックコメント制度を使って、本当に救急車を利用すべきレベルでなかった場合は、実費を請求するという制度を導入していますよ。これこそ市民参画による行財政改革じゃないか。市民自身も改めてもらわないといけないですから。本当に例外はないと宣言した方がいいです。特に、統計担当なんかは、うちは関係ありませんというんです。関係ないですからと。じゃあ、まちづくり協議会、ブロックごとにつくっているでしょう。そのブロックごとの統計データが出るように改編していますかというんですよ。国勢調査の統計データ出ます。それは、町丁別でしょう。200万か300万、もう一度プログラミングをアドオンすれば小学校区単位で出すというプログラムなんてできるはずですよ。それはできませんと初めから言うてしまうんですよ。そうすると、地域コミュニティ政策と連動しない。何のための統計やとなる。そういうことが、私が言っている参画協働じゃないのと。行政も地域政策でやるより改革していく。住民も行政の経営に責任を持って意見を言う。そういう双方の経営者化をやっけていかないと参画協働というのは絵に描いたもちになってしまう。だから、市民からの政策提案、行政からの政策公募がないというのは、双方とも未熟なんですよ。きついこと言いますが。ただ、西宮は政策的に条例を高いレベルにつくってしまっているから、よその失敗が現在進行形であるので、それを入れていきながら、運用で努力されたらいいと思います。私は、さほど見直しの必要性を感じないと思っています。運用の見直しをされた方がいい。

(事務局)

はい。

(茶谷委員)

まさにそうですね。この条例はでき過ぎていますよね。

(会長)

良くできているんですよ。

(茶谷委員)

良くできているというより、でき過ぎています。

(会長)

レベルが高い。

(茶谷委員)

大変ですよ、これをやろうと思ったら。正直言うと。

(会長)

むしろ、これを後退させたらいけない。かえってまずい。否定したらかえってまずいと思いますよ。右側に書いてある見直し内容は、ほぼこの通りでよいのではないのでしょうか。

(茶谷委員)

運用をしていただいて。

(会長)

行動方針であって、条例の改訂方針ではありませんよね。

(茶谷委員)

ないでしょう。

(会長)

ということで、おおむね原案を了承とするということにしなければならないと思いますが。

(茶谷委員)

参画と協働の世界で、先生は議会をどのようにお考えですか。議会の参画と協働に対する関係がどうあるべきかも含めてお考えをお聞かせください。

(会長)

主語がどうなっているかですが。

(茶谷委員)

条例には出てきませんよね。

(会長)

出てこないです。

(茶谷委員)

それは、放棄しているのか、あえて触れていないのか。触れるのが難しいのか。そのへんのところが僕はどうしても解決いかない。僕は絶対に大きい影響力があると見てるんだけど。

(会長)

もちろん、ありますね。

(茶谷委員)

ちょっと余談も入りましたが。

(会長)

そのとおりです。ただ、この条例に即して正確に申し上げますと、この条例において次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる市の機関ということでくくってしまっているんです。だから、市の機関は執行機関だけなんですよね、だから、議決機関は含んでいません。明確に議会は対象外です。でも、これが行政当局、進めば進むほど議会はやらざるを得なくなります。一番大きな典型的な事案が、宝塚市のパブリックコメント条例は議会が提案してつくった条例なのに議会が主体者になっていなかったんですよ。どういうことやと。議員提案でつくってにおいて、議会を除外するとはどういうことやと。

(茶谷委員)

それで予算が付いて支出が関係するのに、そのあとに監査するのは議会で、どこも管理していないというのはおかしい気がしますが。

(会長)

当然のことながら、西宮市の本会議は完全に公開されていますでしょうし、委員会も公開ですよ。あとは、会議録がどのぐらいで公開されるか。いわゆる、抄録会議録で済ませている委員会がありますが、西宮市は逐語会議録になっていますか。

(事務局)

議会の本会議はなっていますね。

(会長)

本会議はそうですね。委員会は抄録ですか。

(事務局)

委員会は公開していません。

(会長)

公開していない。それを言うといけませんね。多くの自治体は、「あ、ごめん」と言った言葉まで入っています。委員会もです。それと、『議会だより』、傍聴規則などが、どれぐらいに改正されているかということもだんだん問われてきます。こっちが頑張ればいいんですよ。議会に直接、ああせい、こうせい言わなくても。ほれ見たことかといって。役所の市長部局の方がどれだけ進んできているか。

(田原総合企画局長)

議会の弁護をするわけではないですが、議会でも参画と協働の主体にするような方向での議論は西宮でもされております。

(会長)

そうですか。

(田原総合企画局長)

最初に条例をつくる時も、われわれは議員とも意見交換をいたしました。第一段階として議会はここには入っていません。ただ、いまの段階では、議会の特別委員会のなかで、議会も主体として位置づけようかという方向での議論にはなっています。

(正阿彌委員)

計画策定のときなどの、例えば、ワークショップなどに西宮市では議員が入るということをしていますか。

(会長)

何のワークショップでしょうか。

(正阿彌委員)

計画策定などのときに、市民参画ということで、合間にワークショップを入れることがあると思いますが、そういったときに、そこに議員が入って、平場でみんなで話す場に議員も市民の一人、あるいは議員として一緒に参加するようなことが可能になっているのかどうか聞きたいのですが。

(田原総合企画局長)

市がワークショップする場合、議員の参加を閉じているということはありませんが、いらっしゃる場合は少ないように思います。総合計画の審議会には議員も入っております。総合計画を定めるときの審議会には市会議員からも複数名選出されております。タウンミーティングに

も議員の方も何人かは来られております。全員とは言いませんが、何人かは参加されています。議論に加わるということはありませんが、傍聴という立場で参加されている例はあります。

(会長)

何をお聞きになりたかったのでしょうか。議員がかかわっているかどうかということから。

(正阿彌委員)

他市ではワークショップ型で計画をつくる際に、議員が入って計画運営に関わったり、あるいはそういうところに議員さんが入ることで、一般市民が触発されてその後議員になったり、市長になったりするケースもあると聞きます。計画や条例をもって市民参画をうながそうとするよりも、その方が市民主体の市民自治に近いかたちのまちになっていくと思います。ですから、市民と一緒に場に議員がいるということが大切だと思うのですが、西宮市はその機会が少ないのではないかと感じていますので聞きました。

(会長)

小さいまちだったら、そういう形式は多いですね。町とか村だとか。大きくなればなるほど、国会議員になってくるから、平場のところまで出ていかないんですよ。逆に議員が出て行きにくくなるんです。下手にワークショップの場に行ったら、ほかの会派から足を引っ張られるんです。「おまえはんだけええ格好するなよ」とか「そんな暇ようあるな」とか言われるんです。そうするとお互いにけん制しあって、だんだんだんだん出ていけなくなる。

(正阿彌委員)

なるほど。

(会長)

その議員個人資質の問題より、議会がミニ国会型になってきて、ルールが固くなってきます。だから、都市が大きくなればなるほど、リトル日本国家になってくるわけです。その都市をどのようにして柔らかくさせていくかというのがこれからの課題です。いま局長さんのお話をお聞きしたら、議会の方もそういう問題意識を持っていただいているみたいですから。多分、議会基本条例をつくろうかなという動きもあるのかもしれない。

(田原総合企画局長)

そうですね。

(会長)

議会改革をやろうという動きがあるのかもしれない。

(正阿彌委員)

西宮市は先に違う条例をつくったんですね。名前を忘れましたが。そちらの方が先につくられることが多いのですが。

(会長)

違う条例というと。

(正阿彌委員)

すぐに名前が出てこないです。すみません。

(会長)

議会基本条例でしょうか。

(正阿彌委員)

基本条例をつくるのが先ではなくて。

(会長)

議会の条例。

(正阿彌委員)

議員が議会をもっと良くしていこうという条例を先につくったんですが。いま名前が出てきません。

(会長)

一問一答とか。また思い出してください。

(田原総合企画局長)

一問一答はありますね。

(会長)

それでは、第3号の議案につきましては、事務当局の出された原案の方針でいいと思います。条例をさわる必要はほとんど認めません。

(梶委員)

この評価委員会ですが、いままでやっていたのが、パブリックコメント、意見提出手続きと、それから協働事業の提案手続を経た協働事業について深く検証を、と書いていますね。いろいろ見たら、こんなこともできる、あんなこともできるということがいっぱいありますが、この政策提案の手続のところ、5ページの第6条の第1号、第2号、第3号については、政策

提案手続ができると。ところが、4番目、義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定及び改廃については政策提案手続ができないということになっているんです。市民がもし市の何かに参画するならば、市民憲章などを変えようという政策提案はほぼできないと思いますが、条例については、こんな条例をつくってほしいといった声をあげることができると思います。だから、これを抜いてしまうとほぼ出てこない。条例にあるだけという気がします。入れたらむちゃくちゃになって大変かもしれませんが、市民の政治に対する意識は高まると思います。第8条の政策提案の、第6条第1項で規定する第1号から第3号までと定めている、となっていますが、全部大きなことばかりです。基本条例、市民憲章など。4番目の権利を制限するとなると、市民は条例を提案できないということですね。

(太田企画総括室長)

条例全般ではなくて、義務を課したり、または権利を制限したりするという視点での条例については、提案できないということです。

(正阿彌委員)

その条例は直接請求できますか。

(会長)

直接請求でやったらいい。

(田原総合企画局長)

そうですね。直接請求で。

(梶委員)

それは、言葉だけなんでしょうか。

(正阿彌委員)

多分、利害関係が生まれるようなとか、何かを制限するようなことに関してはできないと。

(梶委員)

お題目だけの条例ですね。

(正阿彌委員)

例えば、住民投票の条例をつくりたい、これこれに関して住民投票してほしいと思ったときに、住民投票する条例を自分でつくって、それを直接請求するということはできる。けれども、何かに参加しない人に対してこういう義務とか罰金をという条例はこれではできないということ。

(梶委員)

そこまでいかないと条例の意味がないんじゃないでしょうか、市民から提案する範囲を。極端ですが。

(会長)

それは明確です。いわゆる条例事項なんですよ、義務を課し、あるいは権利を制限することが。国でいうと法律事項です。これは議会の議決が非常に必要な条例ですが、なぜパブリックコメントでは対象にしているのに、政策提案手続では外しているかということ、これほど重要な事項だから、直接請求してくださいということです。意見提出は10人でもできるんですよ。市民10人の連署でできることを、こんな重大なことに対してやってもらったら困るわけです。だから外しているんです。市民10人の連署というのは軽微な手続ですから。それで要件をきつくしているんです。1番から3番に決めているのは、やはりベーシックなことです。例えば、住民投票をしましょうという条例を提案するに当たっては、10人の政策提案手続ではなく、条例の改廃制定請求権を使うべきだという考え方です。その場合は有権者の署名の50分の1以上です。

それでは、第4番に入っていいでしょうか。評価委員会にある参画と協働の取り組みの検証について、事務局からご報告いただいて、皆さんのご意見たまわりたいと思います。

(事務局)

はい。評価委員会による検証についてご説明いたします。

評価委員会による検証は、現在、条例が全面施行された平成21年度から、パブリックコメントおよび協働事業提案手続に基づき実施された協働事業について、その翌年度に一つ一つの案件ごとに検証評価していただき、結果を市のホームページ等で公表しております。この2年間に示された評価委員会からのご意見は、(資料1)の条例見直し方針についての第6条意見提出手続と第15条協働事業提案手続の現状の欄などに記載させていただいたとおりでございます。

しかしながら、現在の検証方法ですと、限られた時間内に膨大な量の資料に目を通していただくこととなり、評価委員の皆さまに大変な労力をおかけしている状況でございます。特に協働事業提案事業の検証では、提出していただいた書類のみによる評価のため、実施された事業の概要、市民の参加状況、事業の効果、事業継続の必要性などが十分に把握できないのが現状です。

また、協働事業提案事業以外の各部局で取り組まれている協働事業につきましては、評価委員会による検証評価そのものが行われていない状況で、検証方法についての見直しが必要であると考えております。

今後は、会長を除く評価委員6名を、2名ずつの3班とし、それぞれの班が担当部局を持つとともに、そのなかから協働事業提案事業も含めて、五つ程度の協働事業を分担して検証評価していただく形式に変更したいと考えております。

また、検証評価の際には、必要があれば担当課の職員にも評価委員会に出席していただき、

事業の概要等について説明していただきたいと考えております。説明は以上でございます。

(会長)

はい。ではこれにつきましても、同じようにご意見たまわります。順番にお願いします。

(黒木委員)

問題点として出されている、協働に関する現状では～十分に把握できない、とありますが、このことに関して、今後どうしていくのでしょうか。

(事務局)

できる限り担当した職員等も評価委員会に呼んで状況などを確認したいと考えています。

(黒木委員)

前にも言ったと思いますが、書類の検証のところで予算があって、それを実行されている内容というのが不明確でしたよね。例えば30万円のお金が下りたら、それをどんなふうに使っているかという会計報告もありませんでしたね。

(事務局)

そうですね、はい。

(黒木委員)

実際にどのように使われたかが分からなければ、事業が正当に行われたかどうかも分からないので、その部分は必ず入れていただく必要があると思います。あくまで予算というのは予定ですから。

(事務局)

実際の執行状況ですね。

(黒木委員)

そのあたりのことははっきり分かるようにしていただきたいと思います。2名ずつで3班とありますが、二人で意見を出していくわけですか。

(事務局)

個別にはそうですね。全体会を催して、そのなかでも、こういった評価をしましたということで。

(黒木委員)

資料は全員に送るけれども、それを評価するのは2名ということですか。

(事務局)

そうです。

(黒木委員)

そうすると、非常に偏った意見が出るのではないのでしょうか。あくまでこれは私の個人的意見ですが、私はどんなにしんどくても、やらないといけないことはやらないといけないと思うんですね。それをたった二人で評価できるかといったら、すごく難しいものがあるのではないかと思います。

(会長)

これは書面審査、書類審査ですよ。

(事務局)

はい。

(会長)

書類審査は一遍全員でやることにして、判別はヒアリングしてはどうですか。ヒアリング担当委員にしておいて。評価は評価で全員に入れておいていただく。

(事務局)

はい。

(会長)

ヒアリングを受けた委員から最終、直接的に報告をもらって、それで評価が変わるかというのはもう一度、各委員が修正を確認したらいいのではないのでしょうか。

(事務局)

はい。

(茶谷委員)

ちょっとよく分からないのですが、ヒアリングはこれまでやっているのですか。

(事務局)

やっていません。

(会長)

こちら側が代わりに聞いているんです。事務局から。いや、まったく聞いていないわけでは

ないですよ。代理で聞いているのです。それは原局に聞くということですね。

(茶谷委員)

そうですね。予算を出しているところに聞かないと分からないという気はしますね。

(会長)

梶委員さん、いかがでしょう。

(梶委員)

実際のところ、たくさん出てきたものを全部読むとなると大変だなとは思いますが、それを二人の意見で決めてしまうというのは偏りが出るかなという気がします。それよりも、この評価委員会で何を評価するかというと、事業が成功したか成功しなかったかを評価するのではなくて、協働事業としてふさわしいかふさわしくないかを評価するわけです。それが、資料を読んでいると、事業がいいものは成功した、事業がうまくいかなかったものは駄目だったみたいな評価にどうしても陥りがちになる。どこを評価するかの観点をもっとはっきりさせる必要があります。

例えば、通知表をはっきりさせておいたら、たとえ数は多くても、ある程度の意見をいろいろ出しやすいのではないかと。何を評価するかというのをちゃんとしっかりピンポイント的に絞ってからやれば、数は多くても二人ずつに分ける必要はないと思います。要は何を評価していくかだと思います。事業はいいと、協働事業提案としてもいいのだろうなど。どうしても事業の良し悪しになってしまう。成功させることが目的であれば、別に協働事業じゃなくてもよかった。それだったら当然、協働事業提案としては評価が低くなりますよね。そこを置いておいて、やはり事業の評価だけを見てしまっているのかなという反省はあるのですが。

(会長)

今回初めて関わってくださる3人に向けて、簡単に説明します。

昨年までのパブリックコメントを実施方法がよかったのかということを検証しています。それから協働事業提案手続きに基づく協働事業について、いま梶委員のおっしゃったような、検証してまた評価を返す、その二つがあります。

パブリックコメントについては、だいぶ意見を言いました。概要版がないパブリックコメントはやはりまずいという話とか、分かりやすく言葉を言い換えるような解説書を付けてくれとか、総合計画については、こんなに分厚い計画書はいくら公開されても誰も見ないと。もっと簡単に、薄い概要版があって、それでどうだ、とするのは当然のことでしょうとか、そんなことは公開しています。

いま梶委員がおっしゃった協働事業提案についてはその通りなのですが、協働事業として意味があったかとか、協働事業をやったことで何か変化が起こったかとか、行政にもよい意味での変化、市民側にも何か力が付いたとか、育ったとか、そういう検証をしないといけないわけです。それはなかなか見えにくいところがあるので、事業自体がうまいこといったとか、事業

自体が成功だったという評価をしてしまうところへ転落してしまうと。そのことが不安だったと、こうおっしゃっているのです。

(山形委員)

協働したからこんなにいいことが成果として上がってきたということは出てこないんですか。

(会長)

見えにくいのです。

(茶谷委員)

それはまた極端な話、ヒアリングもなければ、生々しい話で、それこそ現地に出向いて行くという出前みたいなことをわれわれにやれというけど、そんなことはできないでしょう。生の肌の感覚が分からないという、それはよくあることですよ。

その前に一つ必要なのは、パブリックコメントにしても何にしても、それを出すこと自体に本当に意味があるのかという、そこの出口のところ、もうちょっと反抗させておく。それにわれわれが少しでも関わるようなことがあってもいいかなと思います。それは実際にあるかどうか、僕は分かりませんが。

(会長)

パブリックコメントにかけるべきかどうかというところ。

(茶谷委員)

それも含めてね。「べき」まで言わないにしても、なぜそれをいま出すのかと。これはおかしいじゃないかと。われわれの目を見たときには、原部局で考えることも必要になってくるでしょう。そうしたら後は、最終的に検証のときに、先ほどの梶さんの話ではないけれども、やってどうだったかと。事業としてどうなんだではなく、やってどうだったかと。検証というのはそういうことですよね。いいことも悪いことも含めて、結果の実態をどう使うかというところに、実は検証と評価の問題があるという気がします。われわれの仕事が大変になることは事実ですが。

(事務局)

今年度、平成23年度からパブリックコメントではないのですが、協働事業提案については審査会を設置して、黒木副会長さんと川東さんにも入っていただいて、事業選定の面からも審査していただいています。

(茶谷委員)

それはこことは関係ないんじゃないですか。

(事務局)

協働事業提案に採択する事業の審査をしていただいているということです。

(茶谷委員)

こことは関係はないですね。

(事務局)

関係ないというか、評価委員会には事後評価をしていただくということになります。

(川東委員)

書面の書き方なのですが、上手に書く人、うまく書けない人という差も出てくると思います。去年、関わったなかでも、申請書を上手に書かれると、その文章だけで評価してしまうことが多いのです。実際やってみたら大したことがなかったということがあるので、そのあたりをどのように私たちがくみ取っていくかということを考えましたね。

(会長)

つまり、(2)の協働に関する検証については、事業が成功したか成功しなかったかではなくて、協働することの意味がそこできちんと発揮されたかということにもっと重きをおいてほしいということです。そういう評価項目をきちんと明確にいただけると助かるんですよ。

(事務局)

はい。

(茶谷委員)

結果が変化したかということですね。

(会長)

そうです。結果に変化が起きたか。市民にも変化があったかと。行政にも改革の変化が起こったか。そういうことが大事だと思うのです。

前に、あいち協働ルールブックとか、仙台ルールとか、横浜コードの話をしませんでしたか。協働の5原則とか6原則というものがあって、それは片方で評価項目としても使えるという話。例えば、対等の原則。これは評価するのは難しいですが。上下の関係にならなかったかなんていうことは言えませんが。

次に相互理解の原則というのがあるんです。住民は行政を理解したか。行政も住民と親しくなって、意思疎通が深まっていったか。三つ目が相互補完の原則。住民側の強みと行政側の強みとがそれぞれお互い補い合う関係になって、住民の弱みを行政が支える。行政の弱みを住民側が支えてくれたかと。そういういい補完関係に立ったかという、これが第3原則です。

第4原則が尊重というのか、相互の組織内部のルールに口を出さないという、自主性尊重の原則。あんたとこの組織どうなってますの、ということは絶対に言いませんという。だから市民の側も、あんたとこの役所どうなってるのと言うのはタブーなんですよ。あなたと話してもしゃあない、部長出し、というような、あほなこと言ったらアウトだと。その代わり、行政の側も協働している相手の内省に干渉しないという、こういう部分もあるのです。それから、期限を守る。さらに最後に、相互に評価をし合う。自己評価および相互評価。

奈良とか朝来市で、第6原則か第7原則で付け加えられたのが、相互変革の原則です。どれだけお互いに変わることができたか。変わり合うために参画協働するのだという。そういうことが評価できるというか、逆に啓発的ににじみ出せるような評価項目を入れてもらったなら、委員としてはやりやすいですよ。参画協働をやったことによって事業に効果があったかと抽象的なこといわれたら、効果というのは何なのかと。たくさんお客を集めることが効果か。その効果という言葉にみんな悩むのですよ。

(茶谷委員)

住民はそこに目がいきますからね。何人来たか。そんなことはどうでもよろしい。

(会長)

数量的な達成をいっているのか、質的な達成をいっているのか、文化的な変化を達成といっているのか分からないわけだから。協働事業でいう場合の有効性のベンチマークというのは、いま言ったような協働の原則みたいなことがいくつか実践されて身に付いたということが一つの達成成果となるのではないのでしょうか。

危惧するのは、それを入れておかないと行政側の立場からしたら、行政の資源を使うより市民を使った方が安く上がるからだという言い方もできるわけです。つまり、安上がり下請け型の協働に転落する危険性があるのですよ。

ここの課の人は分かっていますよ。でも、もっと違う部局に行ったら、やっぱりそう思ってしまう人が多いんですよ。うちには市民を使ってやるような協働事業はありませんと堂々と言う部局がありますからね。市民を使ってやる協働ってどういうこと、と言って。そうじゃない。だから、評価指標をもう少し細密にしてもらった方がいいと思います。

(川東委員)

ちょっと指標が分かりづらいですよ。判断しづらいというか。どっちとも取れるとか。

(黒木委員)

うしろの方に行政の反省という項目がありますが、あまりにも淡白だなとも思います。事業を一緒にしてみても感じたこととか、もっと書きようがあるだろうに、非常に淡白です。

(川東委員)

簡単に言うと小学生のように「よかった」とか、「楽しかった」とかだけです。もうち

よっと何かないかと。

(黒木委員)

もっと何かないのかな。何か感じたことがないのかなとは思いましたね。

(川東委員)

以前、発言したのですが、市の職員さんが全員西宮市に住んでおられるわけじゃないでしょう。だから市民感覚の思いと、行政感覚にちょっと溝があって、一緒にやっているように思えないと感じることがありました。

(黒木委員)

こんな言い方をしたらいけないけど、金さえ出したらいいというような、何か違うんじゃないかと。

(会長)

今度は私、行政の味方をします。それはそれで言っていることは分かります。だけど、市民から出てくる提案事業はほとんど、行政にはただ金だけ出してくれというのがものすごく多いんじゃないですか。

(川東委員)

口は出さないでいいと。

(会長)

そのくせ口は出すなど。それだったら提案協働事業ではないじゃないかと。ただの、補助金よこせです。そういうことをちょっと考えてもらわないといけない。

(黒木委員)

そうですね。協働、参画というからにはね。

(会長)

そうでしょう。

(川東委員)

お互いに同一のつもりでやっていかないといけないということですね。

(会長)

その溝がどっちにもある。そこをどう埋めるかは今年度以降の課題ですね。

(梶委員)

うまくいったモデル事業はないんですか。こういうのがうまくいきますよと。

(会長)

ほしいですね。これだというものが。

(梶委員)

これはよかったというものがあればイメージがしやすい。

(茶谷委員)

それは西宮市じゃなくてもいいですか。

(会長)

西宮じゃないと困りますよ、それは。

(梶委員)

それはお互いにアイデアも出した、市も出した、住民も出した、そこでこうなった、これこうなって、こっちへこうなったという、そういう面白い展開をしたものがあればね。

(茶谷委員)

もっと極端に言うと、それをしていなかったんでしょう。

(会長)

いままでやっていませんでしたね。

(茶谷委員)

うん。だからそういうことになる。していたら、いやいや、こんなのがありますよというのが事務局から出てくるはずですよ。

(太田企画総括室長)

ちょうど山形さんが、市との協働事業をたくさんやっていたらいいので、もしよろしかったら紹介していただけませんか。

(山形委員)

私は、人形劇まつりを長年やっていますが、15年間は自分の会でやってきて、16年目から市と一緒にやっています。どちらかといえば、市と一緒にしましょと。西宮は人形劇の発祥地なので、市を挙げて伝統文化を盛り上げるのは当然だと思いますから、人形劇をやるべきだと私はずっと思っていたのですが、15年の実績を見ていただいて、一緒にやりましょとい

うことで、16年目から市と私のグループと一緒にやっています。

私のグループでやれる枠というのは、やはり知れています。場所の確保をするにも、プレラホールに1年前の前日のお昼に並んで予約を取らなければならない。1年先の予約を取るのに学生を雇って、徹夜して、やっと会場を取れるという状況です。

市と一緒にやるようになってからは、場所が確保できるようになりました。また、いままで一日だけだったのが二日になって、今年は市内8カ所でやる予定です。一日目は市内各地の青愛協など、地元の人のお力をお借りして、二日目は、自分のところが中央公民館を全館借りてやるというように、市内全域に渡るような感じでやらせていただいています。やることによって市内全域に広まってきています。さらにもっと深めていきたいなとは思っています。

いままでは、西宮くぐつ座だけでやっていたのを、今年からは人形劇の団体グループの連絡会を立ち上げて、その人たちを巻き込んで全市的に広めていこうとしています。私は順調に進んでいると思っています。

今年は西宮まちたび博もありますが、観光を趣味にしているツーリズム西宮楽らく探見隊というガイドのグループをやっています。これは特に市との参画、協働というのは挙がってきていないのですが、西宮まちたび博をやったり、観光事業を含めるので、すでに私たちは一歩進んでやっています。どちらかといえば市の方が利用して一緒にやらせていただいているという、そんな活動につながっています。

(会長)

この協働事業提案手続きに基づく協働事業からモデルが生まれるのはうれしいですが、すでに現在、何かやられている協働事業があると思いますので、そういうものも実は協働だよと示してもいいのではないのでしょうか。

(事務局)

はい。むしろそちらの方が多いですから。その評価がいままでまったくなかったということですね。

(正阿彌委員)

さっきの見直し案をどのように評価していくかについて、私は前の評価をしたときは知らないのですが、分けるというのも一つありかなと思っています。ヒアリングという話が出ましたが、そこに関わった担当局の方だけではなくて、できれば協働した市民の方たちに来てもらってヒアリングをした方が、私はいいと思っています。

私は協働をコーディネートするコーディネーターをしているのですが、言いたいことがたくさんあっても担当局に面と向かって言えないことがたくさんあると。本当は協働したいという気持ちがあるけれども、その仲を取り持つ役がここになれば、もしかして協働がうまくいっていないケースでも、これからうまくいくという、いいかたちになるんじゃないかなと思います。担当局と市民の方と一緒にヒアリングしてもいいですし、別々に、あるいは時間を変えてヒアリングするというのも一つの手だと思います。「あの課、何もしてくれなかったわよ」み

たいに言うかもしれない。こんなことで困ったということになれば、そこは何か阻害要素があって、それがお金の問題なら難しいかもしれないけれど、理解、不理解の問題や、相互的な問題であれば、うまく誰かが間に入ることでさらに良くなる可能性もあります。

書面で評価することが非常に難しいというのはよく分かります。たぶん出てくるものは事業としての、こんな事業をしましたということが書かれていて、それではやっぱり協働の指標で見るのは非常に難しいと思いますので、ヒアリングは入れた方がいいと思います。

時間的にヒアリングを6人全員でするのが難しいのであれば、3人でするといいと思います。そして、それぞれでやって終わりではなくて、それぞれがヒアリングしたのはどうだったかというのをシェアする時間を取れたら全然違うと思います。

(会長)

それでは3人×2グループにしますか。

では、山形さん、何か意見はありますか。

(山形委員)

さっきおっしゃっていたように書類を書くのが得意な人は本当に上手に書きますし、その人たちはあちこち全部に出していらっしゃいます。本当にいまから伸びたいという人のところには、そういう情報も行かないし、書き方も分からないし、ヒアリングでもうまく話せないという、そういう方たちを救ってあげるようなヒアリングをしたらいいと思います。

会計報告が出ていないということにはびっくりしました。会計報告というのは実際の動きが見えますので、大事だと思いました。

私も2名というのはきついだらうと思いますので、3名で、あとは皆さんと一緒に話し合うのがいいと思います。

(会長)

はい、分かりました。では茶谷さんどうぞ。

(茶谷委員)

それは温度差だということで笑ってもらって結構ですけども、よく何年も続けていますね。

(会長)

まだ短いですよ。

(茶谷委員)

条例ができてから3年ですが、よくそれで評価していたなど。どんな評価の仕方をしていたのかと敬意を評します。私だったら、よく仕切らなかつたらうなど。

(会長)

靈感が働いたんです。

(茶谷委員)

なるほど。それなら分かります。それは冗談としてね。だから、入り口のところかなど、いろいろな話を聞いて思っています。ということになると、まず二つくらい問題点があって、2人、3人に分けるのはいいのですが、班編成をしたときに、どこまで作業をやるのかというところを決めておかないと、2人とか3人の問題と違うだろうと。ひょっとしたら、わずかこれだけで全部やってもいいかなど。ただそれが大変だから分けたいとおっしゃっているので、その辺の理由が、私はいまいち掴めていないということが一つ。だから、どこまで責任を持って、どこまでの作業をするのかという反映性は見せてほしいということが一つ。

それからもう一つは、先ほどからも話があったように、やっぱり現物を目で見ることが一番確かなんです。この果物は腐っているかと言っても、見ても分からない。かじってみて、ああ腐っていたと分かる。ですから、やっぱり現場に行くことがものすごく重要だと思います。特に評価なんていうのは、そこに尽きるだろうという気がするのです。これは民間に限らず、行政に限らず、絶対そこが肝心だろうと僕は思うんですよ。その機会がもしこの評価委員会でいままでなかったとしたら、先ほどの話のとおり、よくやっていたなと感心します。敬意を評します。

(山形委員)

3班に分けて五つ程度だったら15件ぐらいになるのですか。

(会長)

事例で言ったらどれくらいになるのですか。

(事務局)

昨年度の協働事業は12件でした。

(事務局)

昨年度が12事業で、今年度は7件あります。それに加えて、各局の方ですでにやっている協働事業をプラスで見ただけであればと思っております。

(茶谷委員)

それでいくつになるのですか。

(事務局)

3班で五つずつということで15件というかたちです。

(会長)

豊中とか神戸では、協働事業に採択されたところは必ず報告会に来て、報告をする義務があります。箕面もそうです。そこに委員が陪席して聞かせてもらうわけです。それを経たうえて評価をいたします。現場に行くのはしんどいから、パワーポイントとかスライドとかそのようなものを取ってきてもらって報告してもらおう。1団体の発表は長くてほしい10分。神戸なんか二十何事業あるから、5分以内ですが、5分で皆さん本当に上手に説明しますよ。

(山形委員)

上手すぎるのも困るんですが。

(事務局)

今年度から西宮でも、これも協働として西宮の市民交流センターで報告会を開催しております。

(会長)

では、その報告会に、この委員会が行くことにしたらどうですか。

(事務局)

そうですね、はい。

(茶谷委員)

それは最低でも必要でしょう。

(会長)

審議会委員もその報告会を見て最終評価を下しますよとしたらどうでしょうか。そうすると、それでなおかつ、このヒアリングが必要かどうかという問題がありますけど。

(事務局)

はい。

(会長)

報告会も行く。ヒアリングもする。書面も審査する。このくらいしますか。それは耐えられますか。お忙しいときに。しんどいですか。

(茶谷委員)

報告会に行って、書面審査して、ヒアリングするとなると。

(会長)

ヒアリングはちょっと堪忍してと。

(正阿彌委員)

報告会は、たぶん事業報告になるんじゃないかと思います。私が報告をするなら、いいことしか言いません。これはうまくいかなかったということに関しては、基本的に言わないと思います。ですから、ああいう事業がよかったとか、報告がうまい人、へたな人が出てきて、ああ、ちょっとうまくいってなかったのかなと思って終わるのだと思います。

(茶谷委員)

私は、ヒアリングは絶対必要だと思います。報告会は、時間的にゆとりのある人は行けばいい。

(会長)

そうでしょうか。

(茶谷委員)

うん、それは、僕は両方ともしたいけどね。だけどそれは、皆さんもいろいろと事情があるでしょうから。私だけ暇なわけではないけどね。

(会長)

分かりました。

(山形委員)

報告会の日は、もう決まっているのですか。

(事務局)

現段階では決まっておりませんので、また改めてお知らせして開催するという事は可能です。

(茶谷委員)

班編成をするかどうかはまだ決まっていますが、するとなれば、その班編成の担当すべき事案については、報告会は積極的に出るべきということにしておけばいいと思います。出られなかったらしようがありませんが、その場合には誰かが代わりに行った方がいい。

(会長)

報告会は1回で終わりますね。

(事務局)

はい。1回です。

(会長)

だからその報告会で自分が関わっている事例はどれか、何番目、何番目と知っていればそこにだけ行けばいいわけですね。

(茶谷委員)

そういうことです。

(事務局)

今年度も12事業すべてができたわけではありません。12事業のうち6事業について報告会をしました。

(山形委員)

数は決まっているわけですか。

(事務局)

いいえ、今年の事例として6事業だったということです。

(会長)

箕面では、小さい補助金の場合は報告会に出てこなくてもよいことになっています。例えば書面だけで結構ですとかたちにしてあります。だから10万円未満の助成事業については、報告会出席も免除しますと言っているケースもあります。いろいろなルールを各市がつくっています。

(梶委員)

報告会もしなければならぬ、ヒアリングもしなければならぬとなると、協働事業提案をする方がすごく縛られてしまって、協働事業提案自体しにくいものになってしまうのではないかと思います。もっと門戸を開くためには、無理のないかたちにしないと、じゃあもういいわということになりかねないですね。

(事務局)

報告会を市民交流センターで市と共催ですというのも、そこに集まっていっしょにNP Oの方々に宣伝するという意味もあって、今年からそういうかたちで開催しています。

(梶委員)

その報告会を報告の場と見ておられるところもあるし、義務として見るところもあると思うのですね。その辺のやっばり違いですね。

(事務局)

はい、そうです。

(田原総合企画局長)

報告会に出るのは自主参加でしょう。

(事務局)

平成22年度につきましては、要領に書いていませんでしたので、可能な限り出席くださいというかたちで出席を依頼いたしました。

平成23年度につきましては、募集要領で、事業報告に出ていただきたいということを書いたのですが、梶委員がおっしゃるように、負担が大きいという面がありましたので、平成23年度につきましても、可能な限り出ていただきたいというところでとどまっている状態です。

(会長)

報告会に出席したらプラス評価することに決めておいたらいいんじゃないでしょうか。

(事務局)

そうですね。

○正阿彌会長

ヒアリングも、バツをつけるという目的ではなく、ヒアリングが私たちにとっても、その人たちにとってもプラスになるようなかたちの雰囲気にしておけば、ヒアリングが嫌だなと思って来ても、来たことによって得たものがあるのであればマイナスにはならないだろうと思います。

協働とか参画というのは、実はすごく手間とお金がかかるものであって、市民側も担当課も含めて、いろいろなところが覚悟を決めないといけないものだという事は、どうしても思っておかなくてはいけないことです。だから簡素にして参加者を増やすよりも、少し大変かもしれないけど、最初からヒアリングとかをすることによって、やらなきゃいけないことがあるのねと思って参加して、協働して、自分で動くということをしていかないと、本当の協働とか主体性にはつながらないんじゃないかなと思います。

(梶委員)

地域が高齢化している、次世代の担い手が育たないというなかで、例えば、協働事業提案をされた方はヒアリングに来てください、公開してくださいとなると、かえって逆効果になって

しまうような気がします。やる人がボランティアの専門家になってしまうのではないかと。専門的なボランティアは育つけれども、ごく一般の市民が気軽に、自分が参加してみようというまちづくりはできないんじゃないかなという気がします。

だからヒアリングで聞くことを文章で決めておいて、できましたか、できませんでしたかくらいのことにすると。そうじゃないと、協働事業提案した方が負担に感じてしまう。とにかく報告書を出してくれ、これ出してくれ、あれ出してくれ、それでまたこれ出して、これ出してと言われたら、もう、こっちはボランティアでやっているのに、そんなにいろいろできないわと言って万歳してしまいそうになることがあるのですね、実際の話。

(茶谷委員)

報告書をきちんと書けば、ちゃんとお金もくれるよ、いろいろな意見もくれるよ、いろんなサジェスションもくれるよ、人的な支援もしてくれるよ、という見返りがないからいけないわけです。報告書を出すことが負担になる状況ではいけないのですよ。稚拙な報告書でも書いて出したら、市の機関がきちんとチェックして、この辺落ちていませんかというようなことをフィードバックしないといけないと思うんです。それがないと、出せ出せで書類だけ整った。それで先ほどの話ではないけども、うまいこと書いている人だけ評価が高い。それでは駄目だという気がします。

(梶委員)

理想はそうなんですけど、一気にそこまでいけるのかどうか。去年までやってきたこととからぼーんとハードルを上げてしまっているのかなと。

(川東委員)

予算のことなのですが、例えば10万とか30万もらっていますという感じで出していますよね。私が以前、申請したときは上限額があって、これだったらここぐらいまでいけますねという評価をもらいました。そのなかで、これだったらこれだけ評価が出ているからここまで出しましょうという返事をいただいたのです。次に報告会に行って、それが本当に見合っていたら最後に評価されるというかたちでしたが、やっぱりパワーが要りました。やることを分かっていたら、それだけいただいたのなら責任を持って頑張ってくださいというかたちで。

だから、これくらいの金額だったらというような出し方をすると、やはりこの程度でいいんじゃないかとなってしまうところがあるので、頑張ったら上限までいけますというかたちであれば、もっともっと頑張ると思います。市の予算の付け方という問題になってくると思いますが、そのあたりが難しいのではないかと思います。私が前にやったときは、これだけ評価していただいたのだから、これ以上のことを出さないといけないという感じで頑張りました。

(会長)

いまの話にはちょっとすれ違いがあると思うのですが、一つは「報告会」ではなくて「発表

会」という名前の方がいいと思いませんか。こんなにいいことをやった、教えてやるぞ、おまえらにと。聞きに来いと雄叫びを上げる場にしたらいいのではないのでしょうか。皆さんにお披露目すると。むしろPRの場です、使ってくださいという位置付けをもっと強めたらいいですし。

「ヒアリング」も「学習会」にしたらいいと思うんですよ。協働のあり方を今後深めていくためのお話と学習の会ですよ。そこにこの審議会委員が来て、いろいろと質問もするけれども、一緒に考えましょうという姿勢で、よりよいものにするための学び合いの会をするつもりでいますからというメッセージを送ってもらったらどうですか。

もちろん来られなければ来られないで構わないと。それで基礎点は減点しませんよ。でも来たら絶対にプラスポイントが付くことは、僕は保証できると思います。来るということは、それだけやはり熱意と構想力を持っているわけだから、そういう人は絶対にいい点数をはじき出す発言をすると思うんですね。そういう意味で、加点法でものを考えたらどうでしょうか。

ただ、従来型の自治会、町内会、コミュニティ系の団体の人たちには報告義務も、説明責任もありません。そのまま毎年、毎年、定例的にもらっている補助金のなかに甘えられる面があるから、そういう人たちはいぶり出されてきますよ、NPO側から。NPOや市民ボランティア団体は報告書も書かないといけない。書面審査も受けている。それでもらえる金は20万円程度で、100万円までいかない。10万円とか微々たるものだと。それに比べて地域団体は、なんやねん、これはと。年間何百万もね、どばっともらっていて、あなた方はどこで報告会をやっているのという話に、流れができていくのですよ。そここのところをどうするかは、また後の問題で出てきます。

つまり片方の団体で、すごくきついことを言っているように見えるじゃないですか。梶さんがおっしゃったように。ところが片一方の団体はね、報告も何もしないで役所に書類を出すだけで完了報告が出るようなことをやっているわけでしょう。支庁の検査書類だけで。実際、担当部局が、はい、分かりました、オッケーと言っているだけで。そういう感じの補助金が残っているとNPOがだんだんと、同じルールにしろと言う可能性が出てくる。それは言うておきます。時間の問題ですから。

(茶谷委員)

現実に出ている市がありますよ。

(会長)

そうですね。この条例のつらいところは、市民提案型のところで、NPOの活動を期待しているところがある一方で、十何条に、コミュニティの政策についても出てくるでしょう。コミュニティ型の政策とアソシエーション型のNPO政策を同時に参画協働で進めようとしているから担当部局のすごい力があるのですよ。生半かな力でこれだけの政策はできませんよ。これはもうものすごい力技です。だからハードルの高い条例だというのはそういう意味です。逆に皆さん方を僕らは尊敬しているのですよ。よくこんなつらい仕事をよくやってはるわと思って。だってタウンミーティングをやるだけでも大変でしょう。

(事務局)

はい。

(会長)

ここのタウンミーティングは上品だから感心しているのですが、地域によったら怒号が飛んでいますよ。あんな怒号が飛んでいる現場に行ったらどうしようかと。職員は人の怒号にさらされたらストレスもたまるし、健康を害しますよ。心に傷を受けるのです。だから皆さん、公務員に向かって怒号を浴びせるのは犯罪行為だと思ってください。お互いに人間なのです。発がん率も高まるし。早死にするんじゃないかと。よくタウンミーティングに耐えておられるわと思います。

参画と協働の検証の仕方について話を元に戻します。とりあえず、プラス効果を狙う、お互いの学習の場にしましょうというスタイルでいきましょうよ。でも、評価する側に見たら、やっぱり手触り、肌触り、目触り、耳触りが必要なので、その情報が欲しいからこそ参加するというのが原則ですが。行けない人は、強制はしませんと。

(事務局)

はい。

(会長)

書面審査は、原則、全員が評価することにしましょう。

(事務局)

全員評価。

(会長)

それからヒアリングについては3グループではなくて、2グループにしましょう。1グループ3人というご要望です。こういうことで組み立てていただけますか。いかがでしょうか、副会長。

(事務局)

全員評価で、なおかつヒアリングという部分がいままでよりも追加というかたちになってきます。ご負担が、また増えてしまいますけれども。

(会長)

ヒアリングについては、もう一度議論しましょうか。グループ長が心配してくださったのは、前よりも仕事が増えてしまうということですが、それについてはどうでしょうか。ヒアリングを外しますか。

(黒木委員)

一気にヒアリングまでもっていきのが大変だったら、以前、いただいた資料だけでは分からないことを事務局の方に電話で確認したり聞いていただいたりしたのですが、それをもっとしやすいように、不明点や、この部分については団体に聞いてほしいというものをもっと聞きやすいように、事務局に返して、事務局から聞いていただくことができたかなというのが一つで、そのためには、資料をもっと早くいただきたいんです。もっと早くいただければ、その書面を見た段階で、例えば担当部局であるとか団体に聞いてほしいことや疑問点を書いてそちらへ返したら、そちらから聞いていただけますよね。

(事務局)

そうですね。

(黒木委員)

だからもしヒアリングまで一遍にできないのであれば、最低そのところは押さえてほしいと思います。

(会長)

分かりました。ヒアリングは、今年は保留しておくことにしましょう。いま黒木さんがおっしゃったように、できるだけ早く書類をいただいて、分からないところは電話でも何でもいから事務局さんにおうかがいして、できるだけ速やかにお答えいただくということで済ませると。それで、できるだけ報告会に行きましょうということで、評価するということができます。

(事務局)

はい。分かりました。

(会長)

評価表が出るまでに報告会があるかどうかですね。その段取りはどうなりますか。難しいでしょうか。

(事務局)

昨年度については、事業が終わりますのが2月、3月で重なりました。そうすると、書類の作成等を考えると4月中くらいには書類がそろおうかと思っておりますので、報告会が5月、6月くらいになりますが、そういったかたちでは可能かなと思います。

(会長)

この委員会が評価表を出せと言われていたのはいつごろでしたか。

(事務局)

だいたい7月、8月ごろになります。

(会長)

では報告会の後に出るわけですね。

(事務局)

そうですね。それは可能だと思います。

(茶谷委員)

私は、ヒアリングは道として残しておいてほしいと思います。出席を義務とするのではなく、グループで行く必要があると思えばいけばいいと。それも全員行く必要はないし、一人でもいいとかたちで道だけは残してほしいと僕は思います。

(会長)

どういう方向でやったらいいでしょうか。

(事務局)

例えば、報告会に出ていただいたときに、質問をしていただくとかたちのヒアリングでいかがでしょうか。

(会長)

そのときは担当部局も来ているのですか。

(事務局)

はい、来るようにできれば、そういうかたちが取れるのかなと思うのですが。

(茶谷委員)

来られるのですか、間違いなく。

(事務局)

調整しないとちょっと分かりかねるところがあります。

一つご提案ですが、今年は協働事業の評価をよりよいものにしたいと考えておりますので、皆さまのご負担が増えることも考えられますので、今年度のパブリックコメントの評価につきましては見送らせていただいて、その分すべて協働事業の評価に充てさせていただくとかたちでご提案させていただいてよろしいでしょうか。

(会長)

それは構いませんが、行政はそれで不都合はないですか。大丈夫ですか。

(事務局)

はい。協働事業の評価がいただけていないという方が、市としては問題だと思っております。

(会長)

そうすると、ヒアリングを入れても構わないということになりますね。

(事務局)

そうですね。時間的、回数的には問題がなくなると思います。

(会長)

では、そうしましょう。

(事務局)

はい。

(会長)

それでは、パブリックコメントの評価は先送りで置いておいて、協働事業の評価のみを行います。手法としては書面審査。できるだけ早い時期に。その後、ヒアリング、報告会。順番はどうなってもいいからやると。ヒアリングが3人×2グループを前提とはするけれども、別に隣のグループに行っても構わないし、2グループとも参加してもべつに構わない。どうしても出られないという人も出てくるから、そのときは二人でやる、一人でやるということもありだと。こういうことでいいですか。

(田原総合企画局長)

申し訳ございませんが、パブリックコメントを評価するかどうかについては再度検討させていただきます。われわれとしても内部で十分に結論を見出していないので。

(会長)

むしろパブリックコメントの方こそ書面審査になじみますよね。事業よりもね。

(正阿彌委員)

さっき、黒木委員が、分からなかったところを質問されたとおっしゃいましたが、その質問と回答をシェアすることはできないでしょうか。

(黒木委員)

当日はできますね。

(正阿彌委員)

当日前に、例えば、メールなどで見られるようにしてはどうでしょうか。そうじゃなかったら同じ質問をみんなが同じようにするという可能性が出てくると思います。そうしたら事務量が増えますし。

(黒木委員)

事務局で精査して、メールで回しても構わないと思います。例えば、私がこういう質問をしましたよというのをみんなで情報を共有したいということですよね。

(正阿彌委員)

はい。例えば、メーリングリストのようなかたちにしたら、皆さんの質問と意見が共有できていいと思います。これは案ですが、情報を得たうえでお話できるので、委員会での会議の時間が短くなる可能性があるとも思います。

(事務局)

そうしましたら、ご質問を受けた分について全員の方にお返しするというかたちですか。

(会長)

煩雑になりますよ。

(黒木委員)

質問は事前にできますが、その答えが会議の当日にしか返ってこないということもあります。時間的なものがすごくタイトなので。質問はできるのですが、じゃあ当日お返事差し上げますということがありますから。

(茶谷委員)

それはいらないんじゃないかな。

(黒木委員)

するのだったら私と二人でもいいんじゃないですか。

(正阿彌委員)

そうですね。

(会長)

いままでこういう質問を受け付けましたが、本日はこういう質問が出ております。こういう

答えを返しました、というペーパーで一斉にみんなに配給するという手もありますね。そういう方法はよく審議会で見かけます。ご質問があれば一定の期日までにお受けしますというふうにして、それ以前にメールを共有するというのはプライベートでやられることはあるかもしれませんが、委員会として公式的にそれをやっているというのはあまり聞いたことがありません。

(茶谷委員)

ただ、解決策が見えてこない、情報の共有にはならないと僕は思います。

(会長)

はい、ではそういうことでいきましょうか。いずれにせよ時期をどうするかということについては、一度考えてください。こちらから指定はいたしません。方法としては、いま大まかに決めたところでいきましょう。

(事務局)

はい。

(会長)

はい。それでは以上で4番目まで終わりました。最後にその他ということで、事務局から連絡事項はありますか。

(事務局)

はい。次回の評価委員会ですが、3月ごろに開催させていただく予定です。日程につきましては、また調整させていただきますので、よろしくお願いたします。

それから、現在11月2日に初めて政策提案手続きの提案書が出てまいりました。当課で資格の確認をしましたところ、市民10名という資格に関しましてはOKでした。内容につきましては、担当部局の方と、この提案が政策にあたるかどうかを協議、検討している状況です。もし政策提案としてお受けするとなりましたら、提案者の希望により意見交換会という場を設ける必要があります。その意見交換会につきましては、評価委員会の委員の方の立ち会いが必要となりますので、その場合は、またご連絡させていただくこととなります。ご報告は以上でございます。

(会長)

はい、分かりました。そういうことですので、立ち会うときに出られる委員さまは出ていただくようお願いいたします。では、私の方からは以上です。

(黒木委員)

すみません、一つよろしいでしょうか。次回は3月ごろということですが、長期にわたって

のだったいの予定表をつくっていただきたいのですが、無理でしょうか。

(事務局)

分かりました。年度当初にお渡しするスケジュールですね。

(会長)

皆さま、お疲れさまでございました。

(事務局)

それではこれもちまして、本日の評価委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

《 終 了 》